

令和2年第2回西予市決算審査特別委員会会議録

1. 開催日時 令和2年8月31日
1. 開催場所 西予市議会全員協議会室
1. 開 会 令和2年8月31日
午後 2時09分
1. 散 会 令和2年8月31日
午後 2時47分
1. 出席委員
委員長 山本 英明
副委員長 源 正樹
委員 和気 数男
委員 宇都宮久見子
委員 信宮 徹也
委員 宇都宮俊文
委員 加藤 美香
委員 河野 清一
委員 佐藤 恒夫
委員 竹崎 幸仁
委員 小玉 忠重
委員 井関 陽一
委員 中村 敬治
委員 二宮 一朗
委員 兵頭 学
委員 森川 一義
1. 欠席委員
なし
1. 出席議会事務局職員
次長 大内 俊二
係長 三好 祐介
書記 日野 あかり
1. 会議に付した事件
 - 1) 決算審査における留意事項等について
 - ①既に決定している内容について
 - ②協議しておきたい細かいこと
 - ③決算審査要領について
 - ④今後のスケジュールについて
 - ⑤留意事項と決算審査における所管事業説明の留意事項・説明要領について
 - ⑥昨年度の提言について
 - 2) その他
1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午後2時09分

○源副委員長

開会宣言を行うとともに、委員長に挨拶を促す。

○山本委員長

挨拶を行う。

○源副委員長

以降の進行を委員長に委ねる。

○山本委員長

早速ですけれども時間も押しておりますので協議に入りたいと思います。

最初にこの決算特別委員会で既に決定しておる内容につきまして、事務局より説明をしてもらいます。その後質疑を受けたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○議会議務局 三好

先だって議会運営委員会で決算審査特別委員会について協議していただいております。その点について確認ということで報告させていただいたと思います。

まず1番目なんですけれども、先ほど定例会初日に本会議において決算審査特別委員会の設置がされました。本特別委員会につきましては、9月会期中に審査を行うということで、9月定例会最終日10月9日に委員長報告を行っていただきまして、質疑・採決を終えた後、消滅ということになります。

2番目の委員につきましては、議長及び監査委員を除く議員16名ということになっております。

3番目、審査体制について、一般会計、特別会計、公営企業会計を分科会方式で審査する。分科会は各常任委員会という形になります。分科会長、副会長は常任委員会の正副委員長が兼ねる。

4番目、審査日、審査順、審査時間について。審査日は、9月23、24、25日の3日間とっております。この3日間におきまして各分科会で1日ごとに審査を行っていただきたいと思います。その後、10月1日に全体会といたしまして決算審査特別委員会を開催する予定にしております。23、24、25日の審査順につきましては、この後協議いただきたいと思います。審査時間につきましては、開始時間は午前9時から午後5時を超えた場合は延長してその日に終わらせるということにさせていただきます。

5番目の審査場所につきましては、特別委員

会、分科会ともにこの議員協議会室で行わせていただきたいと思います。分科会につきましては、人数は少ないんですけれども、傍聴等の関係もございまして、ここの議員協議会でさせていただいたと思います。

6番目、提言書について、分科会審査終了後に特別委員会、これは10月1日になりますが、を開催し、その場で提言書の作成について協議を行った後、議会閉会后に市長へ提出という形をとらせていただきたいと思います。

これ以外につきましては、この後ご審議いただくようになります。よろしく願いいたします。

○山本委員長

ただいま既に決定している事項についてはありますが確認の説明がありました。

何か質疑はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それでは質疑もないようですので、今確認していただきました6項目承知していただいております。

続きまして、協議しておきたい細かいことというふうなことで、これも項目色々あるんですけども事務局から説明をいたします。

○議会議務局 三好

次に決算審査をするに当たりまして確認しておきたいことがございますので一つずつお諮りさせていただきます。

まず協議案件1の配席についてなんですけれども、全協室の机のレイアウトは変更せずに、各委員には原則左右両翼に議席順に座っていただくことにさせていただきます。今お座りになっている位置になると思います。進行等を司る正副委員長は全協における正副議長席の位置に座すことでよろしいでしょうか。また分科会の会場も全協室とし、配席は常任委員会と同様な形でいかお諮りいただきたいと思います。

今配席図を送りますので、まず1枚目が全協室の審査会全体の感じになります。次のページ見ていただくと総務の場合ですけれども、このような形でさせていただきます。

○山本委員長

今お手元に配信していただきました座席表を確認していただきまして、これで吟味していただけたと思います。

質疑等ございませんでしょうか。ご自分のお座りになれる席よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それではこのような配席にて、全体会、分科会よろしくお願ひいたします。

2項目に移ります。

○議会事務局 三好

それでは協議案件2、分科会についてということになります。

各委員は、原則所属常任委員会の分科会に所属するという構わないかお諮りいたします。また、希望者につきましては、常任委員会だけではなく、複数の分科会に所属し審査をするという形で構わないか合わせてお諮りいただいたらと思います。

○山本委員長

今の説明ですけれども、常任委員会の分科会に基本的に所属、希望があれば他の分科会にも出れるというふうなことでご確認よろしいでしょうか。

なお、他の分科会に出られるときには途中退席なしで1日ずっと一緒に審査というふうなことで、最後まで出ていただくというような形になるかと思ひます。その点もよろしくご理解をお願ひいたします。

○源副委員長

希望者とはということなんですけど、いつまでに申し込んだらいいか説明お願ひします。

○議会事務局 三好

所属常任委員会以外の方についてですけれども、この後事前通告の説明をさせていただくんですけれども、お手元に既に常任委員会につきましては事前通告の用紙をお配りしていると思ひます。これが、9月3日締め切りというふうにさせていただいておるんですけれども、他の所属外に入りたいと言われる方は、この会が終わりましたら事務局に言っていただいて、正式に9月3日に提出していただいたらそれで所属という形をとらせていただいたらと思ひます。

○山本委員長

他の分科会の希望があればこの後、自分の分科会には9月3日希望締め切りということでお願ひをします。

他ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それでは3項目に移ります。協議案件3についてお願ひします。

○議会事務局 三好

協議案件3つ目の事前通告についてご説明させていただきます。

昨年と同様、決算審査特別委員会の審査実施に先立ちまして、決算における主要な施策の成果報告書をもとに事前通告を行わせていただきます。昨年に引き続き分科会方式で審査を行いますので、事前通告事業の抽出は各分科会で実施し、行政側に通知するようになります。この際、主要な施策の成果報告書に載っていない事業で説明を求めたい事業があれば、主要な施策の成果報告書26ページから38ページに事業が掲載されておりますので、そちらを参考にお願ひいたします。

お手元に配っております事前通告の紙ですけれども、これは主要な施策の成果報告書の事業しか入っておりませんので、主要な施策の成果報告書に入っている事業であれば、右から2番目の元年度審査説明というところにマルを付けていただきまして、最後のページにご自身のお名前を書いていただいて9月3日までに提出をお願ひいたします。

主要な施策の成果報告書に入っていない事業を聞きたいということであれば、空欄のところ、委員名の上か下のほうに〇〇事業という形で書いていただいたらと思ひます。

行政側は事前通告が行われたページの範囲で審査・質疑も行われるというふうにご考慮しておりますので、通告外の事業に対して質疑が出ると行政側が詳細な答弁を準備できなくなりますので事前通告をよろしくお願ひいたします。

○山本委員長

今のような説明でおわかりいただけましたでしょうか。報告書の26ページから38ページに掲載しておるので、また、確認をされる方はそちらを見ていただいたらと思ひますが、何かご質疑ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

続いて、4項目にいきます。

○議会事務局 三好

協議案件4番目ですけれども、審査におけるルールづくりということで、昨年から1点変更させ

ていただいております。赤字で記載させていただいておるんですが、昨年は、分科会審査における質疑応答の回数は3回までというふうに制限をしておったんですけれども、分科会は特に制限を設けなくてどんどん質疑していただいたらと思いますので、質疑応答の回数は制限しないというふうに修正をさせていただいております。

後は昨年と同様ではあるんですが、自己の意見を述べる場合は簡潔にさせていただくということと、行政側が即答できない場合の対応は、委員会審査同様に後で確認して報告という形をとらせていただいたらと思います。

○山本委員長

通告制ですので多分回答していただけると思いますが、もし即答できない場合には後でというふうなことになると思います。質疑応答の回数は今回から制限なしということになりますのでご承知おきいただいたらと思います。

4項目に関して質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

続いていきます。5項目説明をお願いします。

○議会事務局 三好

協議案件5番目の説明方法についてということですが、これは行政側になるんですけれども、昨年と同様、事前通告事業の要点を説明し、その後質疑という方法で構わないかお諮りいただいたらと思います。

○山本委員長

説明方法についてですが、昨年までと同じ形、事前通告事業に関してのみ要点を説明ということとで共通理解していただけますでしょうか。

○井関委員

各説明をいただくときに資料を持ってきてもらうと思うんですけれども、タブレット配信で前もって知らせてもろったらうれしいのはうれしいんですが、その辺できるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議会事務局 三好

審査自体が、23、24、25日と期間がありますので、事前にこちらのほうで行政側に締め切らせていただいて、できれば2、3日前にはタブレットに提示できるような方向性でさせていただきたいと思ひます。

○山本委員長

極力、連休前にタブレット配信ができるように対応してくれるということですので、そのようにご承知おきいただいたらと思います。

他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

6個目の案件について説明をお願いします。

○議会事務局 三好

協議案件6番目の歳入の説明についてとなります。

昨年は不納欠損や未済額がある課は、歳入状況をまず説明していただいて、その後質疑が終わりましたら、主要な施策の報告の説明という順番にさせていただいております。昨年と同様の方法で構わないかお諮りいただいたらと思います。

○山本委員長

昨年は不納欠損や未済額がある課につきましては、先にその状況を説明してから質疑を行いました。昨年同様で構いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

詳しいことが知りたいところがあると思いますので。そしたら今年もこのように担当課に申し入れをしておきます。

7件目に移ります。説明をお願いします。

○議会事務局 三好

協議案件7番目になります。タブレット等電子機器の持ち込みについてということですが、本会議、委員会と同様、決算審査におきましてもタブレットを用いて行う予定です。紙媒体につきましては、決算書及び当日のメモ用紙のみとなりますので、また各自ご用意いただいたらと思っております。

○山本委員長

メモ用紙等につきましてはもう各自の準備で対応をよろしくお願ひをしたらと思ひます。タブレットの準備を毎回お願ひします。

続いて、8件目です。説明をお願いします。

○議会事務局 三好

協議案件8番目の審査報告についてになります。昨年は正副委員長、各分科会長に一任され、決算審査特別委員会分科会長及び副会長、事務局が各分科会の報告書を取りまとめ、その後、最終的な報告書を正副委員長と事務局の3者で作成しております。同様の形で構わないかお諮りいただ

いたらと思います。

○山本委員長

今説明のとおりであります。最終的には正副委員長と事務局、分科会長がまとめていただいて一緒に話に加わっていただくというふうなことで構いませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

3名の分科会長様よろしく申し上げます。

続いて9件目です。説明申し上げます。

○議会事務局 三好

9番目のCATVについてということになります。これにつきましては、一昨年から決算審査分科会の初日にきりりニュースで放送していただいて、現在審査を行っていますというアナウンスをしていただいております。今年も同様の形で依頼しても構わないかお伺いいたします。

○山本委員長

ケーブルテレビについてですけども、1日ずつと撮影して流すのではなくて、集中的にきりりニュース等で流していただくというふうなこと、入っていただくことについて構いませんでしょうかね。

○中村委員

従来のニュースで流すのはいいとしても、10月1日やったか、最終日ありますよね。それは、CATV録画中継してくれるんならそういうご案内を差し上げてやってもらって、こういうこともやっておりますよということを市民に知ってもらうのもいい時期じゃなかろうかという気はするわけですけどね。ご意見いかがでしょうか。皆さんの意見を聞いてみてください。

○山本委員長

中村委員から今のような提案がありましたけどもいかがでしょうか。皆様方ご意見を伺いたいと思います。

昨年は申し入れをしてないということですが、きりりニュースだけということでした。他特別ご意見ございませんか。

○信宮委員

この全協室を使うということで、全協室で音響の関係か、ここでの中継録画はできないようなことを言われなかったですか。

○議会事務局 三好

できると思うんですけども、通常第3委員

会室に機材とか置いたりしてるんですけど、それらを移動したりとか、どういうふうな説明の仕方をするかというのは事前に協議をする必要はあるとは思いますが。

○山本委員長

やろうと思えばできんことはないということですが。

○兵頭委員

私ほとんどこっちに出てなかったんで、あんまり記憶がないんですけど、10月1日に総括というのは時間的にどのくらいあるんですか。朝から。

○議会事務局 三好

1日に行うことというのが、各分科会で行っていただいた決算審査についての各分科会長からの報告を受けて、それに対して質疑と採決、その後、提言の関係もありますので、各分科会が出た提言を言っていただいて、その後また審議という形になるので、大体2時間ぐらいかなと考えております。午前中にするか午後にするかというのはまだ決定はしてないんですけども、10月1日については半日という考えでおります。

○兵頭委員

10月9日の日に本会議場で報告するんですよ。別に途中のやつをケーブルに映してもあんまりなんやけど、どうやる。

○山本委員長

今のようなご意見も10月9日に最終日に委員長が報告するので、最初と最後でいいのではないかというふうな意見ですけども他ご意見ございませんか。

○宇都宮久見子委員

初日にこだわることなく、この3日間で委員会をするんです、1日に全部の会をしますと報告だけはケーブルに案内をかけて、来れる日があったらまた教えて下さいみたいなことで委員長、副委員長ですり合わせてもらうような形はどうでしょうか。

○山本委員長

どんどんとケーブルが入る意見が出りますが、今のようなことでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

今宇都宮久見子委員が言われた3日間とか10月1日とか、入る入らない、可能かどうかわかりませんので、私のほうでケーブルに問い合わせをし

て、こんなことをやりますでぐらいのご案内というか、周知はするというふうなことで構わんでしょうかね。来る、来られる来られないは向こうの勝手というようなことで。構んですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長

そしたらそのようにケーブルに連絡をとってみます。

最後10案件目に移ります。説明をお願いします。

○議会事務局 三好

協議案件10番目ということで、湯茶の持ち込みについてなんですけれども、湯茶の持ち込みについては、委員会審査と同様の方法でよろしいかをお伺いさせていただきたいと思います。

○山本委員長

既に持ち込まれておられる方もおられますが、湯茶の持ち込み、同様でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長

委員会同様でよろしくをお願いします。

○井関委員

傍聴席も持ち込み構わないですかね。テーブルのところなんですけど。

○山本委員長

傍聴も構わんですかね。皆様方どんなもんでしょうか、傍聴に来られる方。構わんですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長

わかりました。傍聴に来られる各委員方も全て湯茶の持ち込みは委員会と同様というふうなことで対応したいと思います。

10項目、今のよう形で確認をさせていただきました。ご理解をお願いします。

続きまして、3番目にいきます。

決算審査要領につきまして、資料3が出ると思いますが説明をお願いします。

○議会事務局 三好

決算審査要領について説明させていただきます。審査要領につきましては、審査についての着眼点などを記載しております。決算審査までに一度お目通しいただきまして審査の参考にしていただけたらと思います。

○山本委員長

要領ですけどもこれは質疑なしで、読んでいただいて、このような形で審査をしますので、各自

共通理解の上で審査に臨んでいただけたらと思います。

続きまして、今後のスケジュールについて説明をいたします。

○議会事務局 三好

現段階での今後のスケジュール案について記載をさせていただいております。資料をもとに今後の予定を説明させていただきます。

本日決算審査特別委員会を開催し、審査方法などについてご審議いただいております。事業の通告締め切りを、先ほども申し上げましたが、9月3日木曜日午後5時までとさせていただきます。その後事務局で取りまとめ、9月4日金曜日の本会議終了後に決算審査特別委員会及び分科会を開催していただきまして、各分科会の通告事業を決定していただきたいと思います。各分科会の通告事業が整いましたら、正副委員長が取りまとめし、行政側へ通告する流れになります。行政側への通告は9月8日を予定いたしております。

先ほど申し上げましたが、9月23、24、25日は各分科会で審査を行います。順番につきましては、先ほどケーブルテレビが保留となっておりますので、またご協議いただけたらと思うんですけれども、一昨年から各分科会を1日ずつずらして、最初は総務、厚生、産建で、昨年が厚生、産建、総務という形で、その順で言うたら、今年は23が産建、24が総務、25が厚生で考えておったんですが、それについてはこの後審議していただけたらと思います。

各分科会の審査が終了しましたら、各分科会で報告書を作成し、整いましたら10月1日木曜日に特別委員会を開催し、総括、採決、提言について協議をさせていただく予定です。総括が終わりましたら、正副委員長と事務局で委員長報告及び提言書を作成し、10月9日の定例会最終日に臨みたいと思っております。

以上、今後のスケジュールについての説明とさせていただきます。

○山本委員長

9月23日、24日、25日の順番ですけど、今までの順番がありますので、CATVに関係なく、23日産建、24日総務、25日厚生の順で構いませんか。来年はまた一つずれるということ。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長

そしたらCATVに関係なくこの順番で今年はいかしていただきます。9月23日産建、24日総務、25日厚生委員会です。お願いをします。

続きまして、5番目の決算審査における所管事業説明の留意事項と説明要領について説明をお願いします。

○議会事務局 三好

資料5になります。決算審査における所管事業説明の留意事項、説明要領についてですが、これは行政側に対し事業説明の注意事項を書いた資料になります。昨年と変更はございません。これで行政側に通知してよろしいかご協議いただいたらと思います。

○山本委員長

昨年と変わってないという内容なんです、この内容を行政側に通知して、この内容に沿って説明をしていただくということなんです。行政側へのこちらからの要領のお願いです。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

このような内容で行政側に説明を求めることにさせていただきます。

続きまして、昨年度の提言について。

○議会事務局 三好

昨年度、市長に提出した提言書、市長から提出のあった回答書を資料として添付させていただいております。こちらは、また見ていただきまして、今年の決算審査にご活用いただけたらと思います。

○山本委員長

私も全て忘れておりますが、去年各分科会で提言をして回答をいただいておりますので、またこのような回答をいただいた上での今年度の予算が決定して事業行われましたので、今年の決算委員会にも似たようなことが出る出ない別にして、提言書と提言の内容と回答の確認だけはさせていただいておつたらというふうに思っております。よろしいですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

紙媒体はありませんが、タブレットで確認をよろしくお願いします。

以上、6項目で協議案件は一応終了はしたので

すが、全体を通じて何か質疑等ございましたらお願いをいたします。

○宇都宮久見子委員

この後分科会は分かれるんですか、分かれなんでしょうか。

○議会事務局 三好

今日につきましてはこれで終了ということで、今度4日のときに、本会議終了をしたら、ここで委員会簡単に開かせていただいて、次分科会させていただいて終了という形をとらせていただいたら。すいません、市民との意見交換会はその後にお願いできたらと思うんですけども。

○宇都宮久見子委員

この紙は3日までに出すんですよね。前の決算のときは大体1人何個付けましようみたいな話が委員会の中であったような気がするんですけど。

○山本委員長

その意見も出ておりました。

○議会事務局 三好

一昨年は1人何個という形があったんですけども、昨年は特に制限を設けずご自身が聞きたいやつをマル付けていただいて、それを持ち寄って、分科会で多いので削ろうとか、それともそのままの数にしようかという話をさせていただいておるので、特に制限はしておりません。

○山本委員長

質問事項があれば分科会で精選をお願いします。

○中村委員

分科会の3日間、取りまとめの1日間と4日間あるわけですが、配席図を見ると、議員の傍聴はあるけれども一般市民の方の傍聴なんかというのは可能なんですかね。どんなんですかね。

○議会事務局 三好

決算審査特別委員会につきましても、通常の委員会になりますので、基本的には傍聴は委員長の許可があれば構わないと思います。通常の委員会であれば、上限5名という形に制限させていただいておるので、決算審査特別委員会についても5名を上限でさせていただいたらとは考えておるんですが、委員長の許可で入れるようにはなっております。

○山本委員長

ということです。5名程度というようなことで。

他ございませんか。

散会 午後2時47分

○兵頭委員

傍聴の件で、他の委員会に参加する場合は全部という話ですけど、傍聴だけやったら好きなときに構わないのですか。

○山本委員長

詳しく議員の傍聴について。

○議会事務局 三好

先ほど所属の常任委員会以外で参加されたい方は1日という話をさせていただいたんですけども、傍聴の場合、例えば1事業だけ聞きたいということがありましたら傍聴で来ていただいて、ただし傍聴になると発言ができなくなります。発言したい場合は、1日分科会の会員として入っていただいて、その場合自由に質疑もできますので、そういう方向でやらしていただいたらと思っております。

○山本委員長

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

○山本委員長

1日はしんどかったら傍聴席におっていただいて、発言はできんということをお願いします。

他ございますか。

西予市決算審査特別委員会委員長

○和気委員

話が全く見えんですが、この裏の元年度審査説明に丸が付いてますね。これは。

○議会事務局 三好

特別会計と企業会計につきましては、全て審査を行うような形なのでマルを付けさせていただいております。皆さんに選んでいただきたいのは、一般会計の中の事業になりますので、一般会計の事業で聞きたい事業があれば選んでいただけたらと思います。特別会計と企業会計については、やるというような形になりますのでよろしく願いいたします。

○山本委員長

和気さん、初めてですので後でちょっと時間とって係長と私と相談しましょう。

他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

会を散会する。